議案第５８号

上越市牧湯の里深山荘条例の一部改正について

上越市牧湯の里深山荘条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市牧湯の里深山荘条例の一部を改正する条例

上越市牧湯の里深山荘条例（平成１６年上越市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１４条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>単位</th><th>上限額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">入館（大浴場）</td><td colspan="2">中学生以上</td><td rowspan="2">１人</td><td>６００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">小学生以下</td><td>３５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">体験室
広間（大広間・中広間）
交流研修室
会議室</td><td>１室１時間につき</td><td>６３０円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">和室（新館）</td><td colspan="2">日帰り利用</td><td>１室１時間につき</td><td>６３０円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊利用</td><td>中学生以上</td><td rowspan="3">１人１泊</td><td>５，５５０円</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>４，９３０円</td></tr>
<tr><td>３歳以上就学前までの者</td><td>３，１５０円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">和室（本館）</td><td colspan="2">日帰り利用</td><td>１室１時間につき</td><td>４２０円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊利用</td><td>中学生以上</td><td rowspan="3">１人１泊</td><td>４，５００円</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>３，７７０円</td></tr>
<tr><td>３歳以上就学前までの者</td><td>１，８９０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">ゲートボール場</td><td>１時間につき</td><td>２７０円</td></tr>
</table>

別表備考２中「１，０３０円」を「１，０５０円」に改め、同表備考３中「未就学児の入館及び」を削り、「者の」を「乳幼児の入館及び」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。